○平成二十八年総務省告示第百七号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部を攻正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 攻正前 (田畑) (無細) |第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。) |第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。) において使用する用語の例による。 において使用する用語の例による。 (開示される情報) (開示される情報) |第二条 - 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ刊に規定する情報は、次のとおりとする。 第二条 焔行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ刊に規定する情報は、次のとおりとする。 []•1] 容] [] • 1] [= 4] 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設 三、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が2世業業者(第二種指定電気通信設備に 電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。) による電気通信役務(第二種指定電気通 臑を接続する他の電気通信事業者 (以下「他事業者」という。) による電気通信役務 (第二種 指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて

提供されるものに限る。第 信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。)の提供に用い <u>五号において同じ。</u>) の農巣に用いられる、<mark>図際回用管理システム(施行規則第二十三条の九</mark> られる、当該電気通言事業者が設置するその一端が特定後動端末設備に接続される云送路設備 の五第一頃第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。)に関する情報 に関する情報の管理等を行うシステム、SIZカード又は特定移動端末設備と当該第二種指定電 気通信設備との接続に関する試験又はなくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役 務の提供に生じた支障に係る情報 四 ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支衛に関する情 [整設] 聚 **五** 当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理 [海敦] システム又はSLMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報 大 第二種指定電気通信設備簽院科規則(平式二十八年総務省合第三十一号。以下「簽院科規 [海設] 型」という。) 第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る 取得すべき金額であって、第二種指定電気通言設備との姿態に関し、他事業者の請求に芯じ固別 に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で 案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報 七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な母金その他の [整設] 青银 人 接続母規訓第四条第一項各号に掲げる機能の接続科について 原面(姿態料規則第六条第 [整設] 頃に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(矮続料規則第六条第二項に規定 する利間をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利 **惻及び需要(後続科規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情**

(開示の方法)	(開示の大法)
第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ①に規定する情報の開示は、次のとおり行うも	第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ①に規定する情報の開示は、汝のとおり行うも
€ か する。	€かたる。
[盤]	[1 盤]
二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすること	二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同
とし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するも	条第三号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。
€かずる。	
[11] 盤]	[비 區씩]
備考(表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

この告示は、公布の日から施行する。附 則